まいぞうぶんかざいほうぞうち 埋蔵文化財包蔵地とは

文化財について学ぶ-⑦

埋蔵文化財包蔵地とは

まず埋蔵文化財とは、地中に埋蔵されている文化財のことを言います。通称として「遺跡」とも言われ、「遺跡」は遺構(竪穴住居跡や古墳など)や遺物(土器や石器など)が出土したり残存している場所です。

次に「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは、文化財保護法の規定により、埋蔵文化財の存在が知られ、「遺跡地図」(埋蔵文化財包蔵地分布地図)に登録された土地のことを言います。発掘調査が行われて、実際に遺構や遺物が出土している場所もありますが、中には、発掘調査が行われていないものの、遺構や遺物が出土すると推定される場所もあります。後者は、埋蔵文化財担当者の観察や地元の人々の聞き取りなどから、土器や石器などが地表面や土の中に散布されている場所や、文献資料などの他分野の資料をもとに検証し、遺跡が発見される可能性が高い場所が該当します。

全国で埋蔵文化財包蔵地は約46万か所あり、毎年9千件程度の発掘調査が行われています。土木工事などの際に、遺構や遺物が偶然に発見されて、新たに埋蔵文化財包蔵地とされる土地もあるため、 今後も増える可能性があります。

大田区の埋蔵文化財包蔵地は236か所(令和3年6月時点)あり、時代は旧石器時代から近世まで、種類は集落・古墳・貝塚など、さまざま時代や種類があります。興味がある方はどこにどのような埋蔵包蔵地があるか調べてみると新たな発見があるかもしれません。(東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス: https://tokyo-iseki.metro.tokyo.lg.jp/)

埋蔵文化財包蔵地として「遺跡地図」に登録されるとどうなる?

埋蔵文化財包蔵地内で土木工事を行う際は、文化財保護法に基づき、届出を自治体に提出するとと もに、遺跡を地中で保存できないような工事を行う場合は発掘調査を行うことが必要となります。

一方で、出土した遺構や遺物は貴重な「国民の共有財産」ですので、発見された後も大切に保存し、皆さんに周知し、活用していく必要があります。例えば、発掘調査が実施された場合は、発掘調査現場の現地見学会が実施されたり、発掘調査報告書が刊行されたりして、区民の皆さんや研究者に周知されます。

大田区では、多摩川台公園などに古墳が現状保存されており、郷土博物館では区内の遺跡の調査成果を展示しています。文化財担当としては、これまでの貴重な調査成果をさらに周知していくと共に、 今後新たな発見があった場合は、すぐにお伝えしていきます。